

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------|
| 2 | 地方税関連事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐井村は、地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐井村長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 地方税関連事務 |
| ②事務の概要 | <p>(概要)</p> <p>・地方税その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>・納税者からの申請に基づき、税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。</p> <p>(特定個人情報ファイルを取り扱う事務)</p> <ol style="list-style-type: none"> 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理事務 (個人住民税、軽自動車税、固定資産税、国民県封建税) 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理事務 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理事務 納税者の宛名情報や突合を行う統合宛名管理事務 (事務処理の流れ) <p>地方税法その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づく存税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 納税者からの情報により、減免設定等の確認を行う。 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ②及び③により決定した減免申請について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 納付額がかぜいがくより多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑨に係る納税証明書を発行する。 賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、国民健康保険税ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、統合宛名ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法別表第一項番16 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | 番号法別表第二項番27, 28 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 住民生活課 |
| ②所属長の役職名 | 住民生活課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |

| | |
|--|---------------------------------------|
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 総務課 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20番地 0175-38-2111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年3月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業員に対する教育・啓発] | <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 事務取扱者等への研修等を実施しているため。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|---|--|------|---------------|
| 平成27年5月11日 | 1. 特定個人情報を取り扱う事務 | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー | 事後 | 記載漏れ |
| 平成29年4月1日 | I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 課長 間山英伸 | 課長 中村昭彦 | 事後 | 人事異動により |
| 平成29年4月1日 | II しきい値判別項目1. 対象人数(いつ時点の計数か) | 平成27年1月5日 時点 | 平成29年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 平成29年4月1日 | II しきい値判別項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か) | 平成27年1月5日 時点 | 平成29年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 課長 中村昭彦 | 住民福祉課長 | 事後 | 様式変更により |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判別項目1. 対象人数(いつ時点の計数か) | 平成29年3月31日 時点 | 平成30年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 平成30年4月1日 | II しきい値判別項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か) | 平成29年3月31日 時点 | 平成30年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判別項目1. 対象人数(いつ時点の計数か) | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 平成31年4月1日 | II しきい値判別項目2. 取扱者数(いつ時点の計数か) | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策1～9 | なし | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従事者に対する教育・啓発 | 事後 | 様式変更(項目追加)により |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|-------------------|---|------|------------------------|
| 令和2年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | ①佐井村住民福祉課 ②住民福祉課長 | ①住民生活課 ②住民生活課長 | 事後 | 機構改革による担当部署及び所属長役職名の変更 |
| 令和2年6月3日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か) | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 令和2年6月3日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か) | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 令和8年3月10日 | IIしきい値判断項目/1. 対象人数/評価対象の事務の対象人数は何人か/いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和8年3月1日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 令和8年3月10日 | IIしきい値判断項目/2. 取扱者数/特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か/いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和8年3月1日 時点 | 事後 | 最新期日の更新により |
| 令和8年3月10日 | VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | | 十分である | 事後 | 新様式対応 |
| 令和8年3月10日 | VIリスク対策/8. 人手を介在させる作業/人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か/判断根拠 | | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | 事後 | 新様式対応 |
| 令和8年3月10日 | VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/最も優先度が高いと考えられる対策 | | 9) 従業者に対する教育・啓発 | 事後 | 新様式対応 |
| 令和8年3月10日 | VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か | | 十分である | 事後 | 新様式対応 |
| 令和8年3月10日 | VIリスク対策/11. 最も優先度が高いと考えられる対策/当該対策は十分か/判断の根拠 | | 事務取扱者等への研修等を実施しているため。 | 事後 | 新様式対応 |